

海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設建設事業
募集要項（プロポーザル説明書）

令和6年3月

海部郡衛生処理事務組合

目 次

1. 事業内容に関する事項	1
2. 発注者	1
3. プロポーザルに付する事業の概要	1
4. 施設の概要	2
5. 契約の形態	3
6. 契約保証金	3
7. 請負代金の支払	3
8. 循環型社会形成交付金の活用	3
9. 参加者の構成	3
10. 参加資格要件	4
11. 参加資格の喪失	5
12. 事業者選定の手続	6
13. 参加の手続	7
14. 提出書類	10
15. 参加に関する留意事項	12
16. 優先交渉権者の選定等	13
17. 事務局	14

1. 事業内容に関する事項

海部郡衛生処理事務組合（以下「本組合」という。）は、地域の適正な廃棄物処理の推進を図るため、昭和 37 年に一部事務組合として設立し、今日まで一般廃棄物のごみ処理及びし尿収集処理を行ってきたところである。一般廃棄物処理のうち、ごみ処理については、昭和 54 年 3 月に「海部美化センター」として、ごみ焼却処理施設（粗大ごみ破碎機設備を含む）を整備し、平成 9 年 9 月には再資源化施設（リサイクル）を整備して、ごみの適正処理及び資源化を推進している。

これらの施設のうち、ごみ焼却処理施設は供用開始から 40 年以上、再資源化施設も 20 年以上が経過していることから、施設の老朽化が顕著であり、今後とも適正かつ安定的なごみ処理を継続していくためには、新たなごみ処理施設の整備を可及的かつ速やかに推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、本組合では、新たなごみ処理施設を整備し、令和 10 年 4 月からの供用開始を目指すものとした。

海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設建設事業募集要項（プロポーザル説明書）（以下「本書」という。）は、本組合が「海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設建設事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、豊富な経験と高い技術を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業の公募に参加を希望するものは、本書によるものとする。また、別途添付している「要求水準書（工事発注仕様書）」「優先交渉権者選定基準書」「様式集」は、本書と一体のものである。

2. 発注者

海部郡衛生処理事務組合管理者 榎富 治

3. プロポーザルに付する事業の概要

(1) 事業名

海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設建設事業

(2) 事業場所

徳島県海部郡牟岐町大字内妻字白木 139 番地 1

(3) 事業対象施設

次期ごみ処理施設は、下記の 2 施設により構成される。

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ②マテリアルリサイクル推進施設

(4) 事業範囲

事業対象施設の設計・施工にかかる業務を実施する。主な業務は下記のとおり。

- ①施設の実施設計
- ②プラント工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、土木工事、

外構工事及びその他施設の整備に必要な工事

- ③施工に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、関係官公庁等との諸手続関連業務、施設の試運転及び引渡性能試験等
- ④事業に係る交付金の申請等に必要な書類の作成
- ⑤工事期間中の周辺住民等への対応や住民説明会など各種会議等への出席及び当該会議等に使用する資料の作成
- ⑥その他、事業の実施に関連する必要な事項

(5) 事業期間

本契約締結日（議決日）から令和10年3月31日まで（予定）

(6) 予算額（予定）

5,474,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※予算額（予定）を超過する金額を提案した場合は無効とする。

※最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定しない。

4. 施設の概要

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設は、処理対象物の焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設である。エネルギー回収率（発電効率又は熱回収率）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき過疎地域指定を受けたことを踏まえ、国の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付要件である「10%以上」を満足すること。

- ①処理対象物 可燃ごみ、可燃残さ
- ②施設規模 20 t/日（20 t/12 h × 1 炉）
- ③処理方式 ストーカ方式（間欠運転式焼却炉）

(2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設は、処理対象物の選別処理等を行い、処理の過程で発生する資源物の有効活用を図る施設である。

- ①処理対象物 不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル、プラボトル
- ②施設規模
 - ・不燃ごみ・粗大ごみ 3.8t/日（5h）
 - ・缶類 0.5t/日（5h）
 - ・ペットボトル 1.4t/日（5h）（既存設備を移設）
 - ・プラボトル 0.2t/日（5h）（既存設備を移設）
- ③処理方式
 - ・不燃ごみ・粗大ごみ 破碎、選別（鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さ）
 - ・缶類 磁力選別、アルミ選別、圧縮梱包

- ・ペットボトル 圧縮梱包
- ・プラボトル 圧縮梱包

5. 契約の形態

本組合は、施設の設計・施工に当たり、事業者との間で「海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設建設事業工事請負契約」（以下「請負契約」という。）を締結する。

6. 契約保証金

受注者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結と同時に本組合に差し入れること。

7. 請負代金の支払

請負代金の工事請負事業者への支払は、毎年度の工事出来高に応じ、予算の範囲内で支払うものとする。

各年度の出来高については、契約時の協議により定めるものとするが、年度途中において次年度以降への一部繰越し、又は次年度以降分の繰り上げの必要が生じることがあるので適切に対応しなければならない。なお、このことにより請負金額の変更は行わない。

(1) 年度割の見込み

- ・令和 7 年度 契約金額の 5%以内（予算の範囲内）
- ・令和 8 年度 契約金額の 30%以内（予算の範囲内）
- ・令和 9 年度 契約金額の残額

(2) 前金払（中間前金払）

有

（前金払は各会計年度における出来高予定額の 100 分の 40 以内とする。中間前金払は各会計年度における出来高予定額の 100 分の 20 以内とする。）

(3) 部分払

有（年度ごとに 1 回）、ただし、中間前金払との併用はできない。

8. 循環型社会形成推進交付金の活用

本事業は、環境省循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施するため、指定された期日までに交付金対象に係る出来高を達成すること。

9. 参加者の構成

(1) 参加者の構成

- ①参加者は、単体事業者又は特定建設工事共同企業体（JV）とする。
- ②特定建設工事共同企業体（JV）にあっては、構成員の中から参加者において代表となる事業者（以下「代表者」という。）を定め、当該代表者が手続を行うものと

する。

- ③参加者は、建築物及びプラントの設計・施工に係る業務のうち、一部について担当する協力事業者を定めることができる。
- ④プロポーザルへの参加を希望する単独事業者又は特定建設工事共同企業体（JV）構成員のいずれかが、他の特定建設工事共同企業体（JV）構成員又は単独事業者となることは認めない。
- ⑤同一の参加者が複数の提案を行うことは認めない。

(2) 特定建設工事共同企業体（JV）に関する要件

- ①特定建設工事共同企業体（JV）の結成は任意とする。
- ②特定建設工事共同企業体（JV）の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行い、変更理由に合理性及び妥当性があると認めるときは、その変更を認めるものとする。
- ③特定建設工事共同企業体（JV）の各構成員は、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- ④請負契約を締結した特定建設工事共同企業体（JV）の存続期間は、施設の完成後3ヵ月を経過する日までとする。ただし、特定建設工事共同企業体（JV）が解散した後において、当該工事に契約不適合があったときは、各構成企業は、連帯して責任を負うものとする。

10. 参加資格要件

(1) 基本的事項

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者。
- ②徳島県、美波町、牟岐町、海陽町及び本組合の競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録している者。
※追加登録については組合から別途指示する。
※特定建設工事共同企業体（JV）の登録は、本組合のホームページ内の要綱により、作成し、提出すること。
- ③建設工事の徳島県、美波町、牟岐町、海陽町及び本組合の指名停止等の措置を受けていない者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- ⑥破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者。
- ⑦清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

- ⑧国税又は地方税を滞納していない者。
- ⑨入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- ⑩本事業に関する発注支援業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がない者。資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

(2) 個別的事項

施設の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可（清掃施設工事業）を受けている者であること。
- ②建設工事に対応する監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）を、工事現場に専任で配置できること。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、監理技術者を選任する旨を記載した書類を提出できる者であること。
- ③建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者を配置することとし、配置する有資格者については、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出できる者であること。
- ④参加表明の提出期限日において、最新の建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」における総合評定値が900点以上であること。
- ⑤平成25年度以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、焼却施設及びリサイクル施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有している者であること。なお、実績は当該工事を完成させ、引渡し済みのものとする。
- ⑥環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日厚生省生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日環廃対第724号）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示すること。

11. 参加資格の喪失

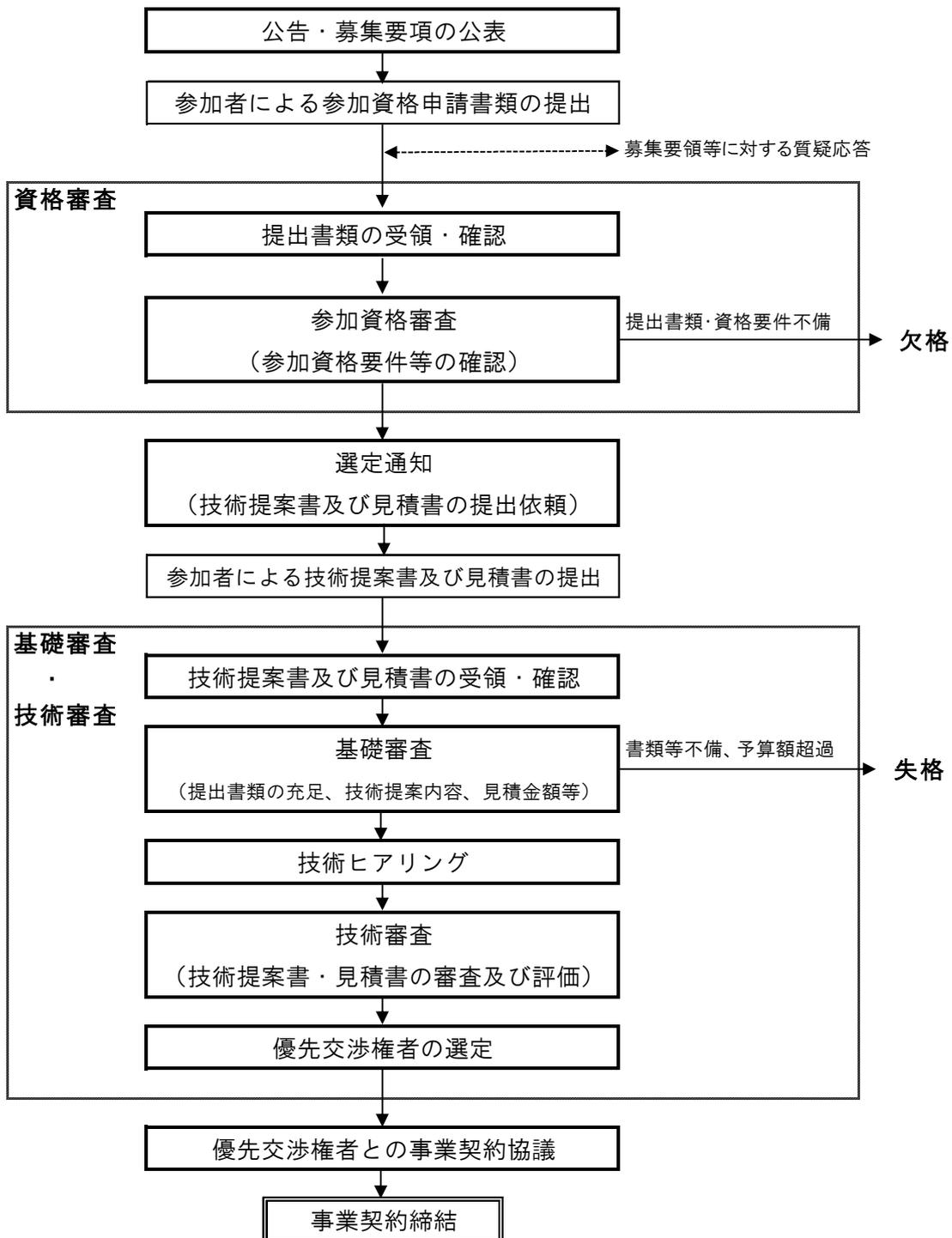
参加者が、参加資格審査申請書の提出日から請負契約締結までの間に、参加資格要

件等を欠くこととなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消す。

12. 事業者選定の手続

(1) 契約締結までの流れ

公告から契約締結までの流れは、次のとおりである。



(2)実施スケジュール

公告後、契約締結に至るまでは、次のとおり実施予定である。

実施予定	項 目
令和6年3月8日(金)	公告・募集要項等関連資料の公表
令和6年3月15日(金)	募集要項(参加資格申請関連)に関する質疑書の提出期限
令和6年3月22日(金)	募集要項(参加資格申請関連)に関する質疑書に対する回答
令和6年3月29日(金)	参加資格申請書の提出期限
令和6年4月5日(金)	参加資格結果(資格審査)の通知
令和6年4月10日(水) ～12日(金)	現地見学会の実施
令和6年4月19日(金)	募集要項(参加資格申請関連以外の項目)に関する質疑書の提出期限
令和6年4月26日(金)	募集要項(参加資格申請関連以外の項目)に関する質疑書に対する回答
令和6年7月1日(月)	技術提案書及び見積書の提出期限
令和6年7月中旬	技術提案書及び見積書の確認(基礎審査)、確認結果の通知
令和6年8月下旬	技術ヒアリングの実施(技術審査)、優先交渉権者の決定
令和6年8月下旬	審査結果の公表
令和6年9月～11月	優先交渉権者との交渉
令和6年11月下旬	仮契約
令和7年4月下旬	議会承認及び工事契約の締結、審査講評の公表

(3)優先交渉権者の選定

本プロポーザルに参加を希望する事業者に対し参加資格要件(資格審査)に関する審査を行い、参加資格者を認定する。

参加資格者となったものから提出された技術提案関係資料について、技術内容等の充足状況や予算額(予定)の超過などを確認(基礎審査)する。その後、優先交渉権者選定基準書に基づきヒアリング及び審査(点数化)を実施(技術審査)し、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定にあたって、海部郡衛生処理事務組合次期ごみ処理施設整備建設事業に係るプロポーザル方式受託者特定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

13. 参加の手続

(1)募集要項の公表

次のとおり、募集要項を公表する。

①公表日

令和6年3月8日（金）

②募集要項の公表

募集要項に関する資料一式は、本組合のホームページにて公表する。必要に応じ各自ダウンロードして使用すること。なお、窓口での配付は行わない。

【資料一式】

- ・ 公告
- ・ 募集要項（プロポーザル説明書）
- ・ 様式集
- ・ 要求水準書（工事発注仕様書）
- ・ 優先交渉権者選定基準書
- ・ 参考図書（循環型社会形成推進地域計画（修正版）及び海部美化センター
工事設計図書（配置平面図、断面図のみ））

(2) 募集要項（参加資格確認申請）に関する質疑受付

①提出方法

募集要項（参加資格確認申請）に関する質疑がある場合は、「募集要項（参加資格確認申請）に関する質問書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、E-mail又はFAXにより提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。なお、E-mailにより受信確認通知を各提出者に送信する。受信確認通知が当日もしくは翌日（土日がある場合は月曜日）まででない場合は、電話確認を行うこと。

②受付期間

令和6年3月8日（金）から3月15日（金）17時まで

(3) 募集要項（参加資格確認申請）に関する質疑への回答書の公表

募集要項（参加資格確認申請）に関する質疑への回答は令和6年3月22日（金）に本組合のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、回答内容については、本事業に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

(4) 参加資格確認申請書類の提出

本事業への参加を希望する者は、「参加資格審査申請書」（様式2）を鑑とした「参加資格確認申請書類（様式3～6号）」を添付したものを令和6年3月29日（金）17時までに、本組合に郵送又は持参により提出しなければならない。参加資格確認申請書類は、正本1部提出すること。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本事業の公募に参加することができない。

郵送による提出は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、本組合に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

参加資格審査申請書等の内容は、次のとおりとする。

- ・ 参加資格審査申請書【様式2】

- ・参加者の構成（代表者、構成員の役割分担）【様式 3(1)】
- ・参加者の構成（構成員の連絡先）【様式 3(2)】
- ・委任状【様式 4】
- ・プラントの設計・施工を行う者が有する実績を記した書類【様式 5、様式 6】

(5)参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った参加者に対して、令和 6 年 4 月 5 日（金）に郵送により通知する。なお、参加資格を有すると認められた者の企業名等については公表しない。

(6)参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた者は、本組合に対して、令和 6 年 4 月 10 日（水）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた参加者に対して、令和 6 年 4 月 12 日（金）までに郵送にて書面により回答する。

(7)現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を希望する参加者は、「現地見学会参加申込書」（様式 7）に必要事項を記入のうえ、令和 6 年 4 月 8 日（月）17 時までに E-mail 又は FAX により提出すること。電話や口頭による申込みは受け付けない。

本組合は、E-mail により現地見学会の日時を調整した上で、各参加者に返信する。なお、現地見学会は、令和 6 年 4 月 10 日（水）から 4 月 12 日（金）までの期間で調整する方針としている。あわせて、参加人数の制限は設けないが、見学会の当日において本事業に関する質疑は受け付けないものとする。

(8)募集要項（参加資格確認申請以外の項目）に関する質疑受付

①提出方法

募集要項（参加資格確認申請以外の項目）に関する質疑がある場合は、「募集要項（参加資格確認申請以外の項目）に関する質疑書」（様式 8）に必要事項を記入のうえ、E-mail 又は FAX により提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。なお、E-mail により受信確認通知を各提出者に送信する。受信確認通知が当日もしくは翌日（土日がある場合は月曜日）まででない場合は、電話確認を行うこと。

②受付期間

令和 6 年 4 月 8 日（月）から 4 月 19 日（金）17 時まで

(9)募集要項（参加資格確認申請以外の項目）に関する質疑への回答書の公表

募集要項（参加資格確認申請以外の項目）に関する質疑への回答は、令和 6 年 4 月 26 日（金）に参加資格を有すると認められた者に対して E-mail により回答する。電話等による問合せには応じない。

なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

(10)参加の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合は、技術提案書類提出期限までに、参加辞退届（様式9）を提出すること。

(11)技術提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、後記の「13. 提出書類」に示す技術提案書類（様式10～様式13）を次のとおり郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

①提出期限

令和6年7月1日（月）必着

②提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

③技術提案書類等の確認（基礎審査）結果の通知

技術提案書類等の確認（基礎審査）の結果は、技術提案書等の提出があった参加者に対して、郵送により通知する。基礎審査に合格した参加者には、通知時にヒアリングを実施する日時を知らせる。

(12)技術提案書等のヒアリングの実施

参加資格者から提出のあった技術提案書等に基づき、ヒアリングを実施する。

①ヒアリングの実施時期

令和6年8月下旬

②ヒアリングの内容

提出を受けた技術提案書等に基づき、ヒアリング実施日のおおむね1週間前までに参加資格者に質疑事項を送付する。ヒアリングは、この質疑事項に関する参加資格者の回答及び技術提案に関するプレゼンテーションにより実施する。

なお、ヒアリング当日には、説明（プレゼンテーション）用の資料を15部準備すること。

③ヒアリングの実施形態

ヒアリングは、審査委員会の場において実施する。1者あたりの技術提案の説明時間は30分、質疑応答の時間は30分とする。

14. 提出書類

(1)様式集の構成

様式集の構成は、下記のとおりである。

- ・様式1 募集要項（参加資格確認申請関連）に関する質疑書
- ・様式2 参加資格審査申請書
- ・様式3 参加者の構成

- ・様式 4 委任状
- ・様式 5 エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・施工実績
- ・様式 6 マテリアルリサイクル推進施設の設計・施工実績
- ・様式 7 現地見学会参加申込書
- ・様式 8 募集要項（参加資格確認申請関連以外の項目）に関する質疑書
- ・様式 9 参加辞退届
- ・様式 10 技術提案書類提出届
- ・様式 11 技術提案書（別添資料）
- ・様式 12 提案設計図書提出届
- ・様式 13 価格提案書
- ・様式 14 優先交渉権者決定結果通知書
- ・様式 15 審査結果理由説明書

(2) 提出書類作成要領

① 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ア. 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- イ. 様式集における各様式に記載されている指示に従うこと。

② 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ア. 参加資格審査申請書（様式 2）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして 1 部提出すること。

③ 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ア. 価格提案書（様式 13）は、封筒に入れ、密封して提出すること。
- イ. 提案価格は、設計・建設業務に係る対価として算定すること。
- ウ. 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- エ. 技術提案書との整合性を確保すること。

④ 技術提案書等

技術提案書等を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ア. 技術提案書は、技術提案書類提出届（様式 10）を表紙として、様式 11 に示す記載要領に従い 1 冊にまとめ、4 部（正 1 部、副 3 部）提出すること。
- イ. 提案設計図書は、『要求水準書（工事発注仕様書）第 1 章第 9 節 1 項』に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・

横書き・片面・左綴じとして、4部（正1部、3部）提出すること。詳細は要求水準書（工事発注仕様書）を参照のこと。また、設計図面については、JISの建築製図通則に従って作成すること。

- ウ．技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- エ．ロゴマークの使用を含めて、企業名がわかる記述を避けること。
ただし、技術提案書及び設計図書のうちの正本1部については、事業者名を明らかにすること。（正本に企業の凡例をつける対応も可とする）。
- オ．各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- カ．本組合に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word(windows版とし、バージョンは2010以後とする。)、Microsoft Excel (windows版とし、バージョンは2010以後とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。
- キ．提出された技術提案書について基礎審査を実施した後、必要に応じて改善指示等を行うので、対応すること。対応できない場合は失格とする。
- ク．基礎審査が完了した時点で、修正した部分も含めた技術提案書を追加で10部提出すること。なお、提出済みの技術提案書は差し替えを行うこと。

15. 参加に関する留意事項

(1) 公正な参加の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、参加者は、本書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 参加手続の延期等

本組合は、参加手続を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(3) 参加の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する参加は無効とする。

- ①参加資格がない者による参加
- ②参加資格申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- ③技術提案書類の記載事項が不明なもの又は技術提案書類に記名もしくは押印のないもの
- ④技術提案書類が不足しているもの
- ⑤2通以上の価格提案書を提出したもの
- ⑥価格提案書の金額を改ざん、又は訂正したもの

(4) 費用の負担

参加に関して参加者が要する費用は、それぞれの参加者の負担とする。

(5) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成4年法律第51号）に定め

る単位及び日本国通貨に限る。

(6) 技術提案書類の取扱い

① 著作権

技術提案書類の著作権は参加者に帰属する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

③ 技術提案書類の使用等

提出された技術提案書類は、事業者の選定に関わる開示以外に参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各参加者の書面による承諾を得る。この場合、本組合は承諾を得た範囲につき無償で使用するものとする。）。なお、提出された技術提案書類は返却しない。

(7) 本組合の提供する資料の取扱い

参加者（技術提案書類提出までに辞退した者を含む）は、参加者が提供する資料を、本事業の公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) その他

本書に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本組合のホームページにおいて公表する。なお、参加資格の審査結果の通知後においては参加者に通知する。

本組合が提示する資料及び回答書は、本書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

16. 優先交渉権者の選定等

(1) 優先交渉権者の選定・決定方法

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、次の手順を経て優先交渉権者を選定する。詳細は「優先交渉権者選定基準書」に記載する。

① 提出書類の確認（基礎審査）

技術提案書に記載された内容が要求水準書（工事発注仕様書）に規定された要求水準を満足しているか等の審査を行う。

② 非価格（技術）要素審査（技術審査）

技術提案書のうち、非価格（技術）要素の提案内容について、専門的な見地から審査し、「優先交渉権者選定基準」に基づいて非価格（技術）要素評価点を算出する。

③ 価格要素審査

技術提案書のうち、見積額について、価格要素評価点を算出する。

④ 審査委員会による優先交渉権者の選定

審査委員会は、非価格（技術）要素審査及び価格要素審査から総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い参加者を優先交渉権者に、次点の参加者を次点交渉権者

として選定する。

なお、総合評価点が最も高い参加者が2者以上あるときは、非価格（技術）要素評価点の高い参加者を優先交渉権者とする。さらに、非価格（技術）要素評価点も同点の場合は、本組合が作成するくじにより優先交渉権者を選定する。

⑤優先交渉権者の決定

審査委員会での審査及び選定結果を踏まえ、本組合において優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

⑥優先交渉権者決定の通知

優先交渉権者決定の通知は、優先交渉権者決定結果通知書（様式14）により、参加者に配達証明付きの一般書留にて通知する。また、本組合のホームページで公表する。

⑦優先交渉権者決定結果理由の説明請求

優先交渉権者とならなかった参加者は、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

審査結果の理由の説明を求める場合は、優先交渉権者決定結果通知書が到達した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（様式自由）で説明請求するものとする。書面の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

説明請求に対する回答は、審査結果理由説明書（様式15）により、請求者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

(2)優先交渉権者決定後の手続

①契約詳細の協議

優先交渉権者決定後、本組合と優先交渉権者は、請負契約の締結に向け、協議を実施する。ただし、優先交渉権者との間で請負契約に係る協議が整わなかった場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点交渉権者との間で優先交渉権者と同様の手順で請負契約に関する協議を行う。

②契約の締結

優先交渉権者との協議が成立した場合は、その優先交渉権者が受注者となり、工事請負契約を締結する。なお、参加者が特定建設工事共同企業体（JV）であった場合、請負契約書への記名押印については、構成員全員の連名で行うものとする。

17. 事務局

本プロポーザルの事務を担当する部署（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。

海部郡衛生処理事務組合

住 所 : 〒775-0007 徳島県海部郡牟岐町大字内妻字白木 139-1

電 話 : 0884-72-2614
F A X : 0884-72-2227
担 当 : 丸西
メ ー ル : kaifueisei-5ka@ca.pikara.ne.jp
ホームページ : <https://kaifu-eisei.jp/>

また、本組合は、本プロポーザルの実施に関する発注支援業務の受託者として、次のものを置く。

株式会社東和テクノロジー 関西支店

住所：〒532-0012 大阪市淀川区木川東2丁目4-10 三共新大阪ビル4階